

児童育成事業推進等対策事業費について

1. 目 的

児童の健全育成に資する模範的・奨励的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図ることを目的とする。

2. 実施主体

都道府県、市町村（特別区を含む。）

3. 事業の種類及び内容

次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。

ただし、他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。

- (1) 児童育成のための普及啓発事業
- (2) 児童健全育成に資する模範的・奨励的な事業
- (3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条に基づく公益法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業
- (4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議
- (5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業
- (6) その他(1)～(5)に準ずる事業

(参 考：平成18年度優先採択事項)

- ① 行政とNPO等との協働推進セミナーの開催
- ② 地域の子育て支援活動者間のネットワークの構築
- ③ 地域支援活動従事者の研修内容の向上
- ④ 児童福祉週間において新たな取組をする事業
- ⑤ 放課後児童の安全確保を推進するための特色のある取組
- ⑥ 児童館又は児童遊園において実施する先駆的な取組
- ⑦ 子ども支援セーフティネットの推進を図る取組
- ⑧ 「放課後子どもプラン」モデル事業を先行して実施する取組
- ⑨ 都道府県と労働局が連携して実施する次世代育成支援対策に関する取組
- ⑩ 一時的な預かりに関する先行的な取組
- ⑪ 地域子育て支援センターにおける地域の育力を高める取組

4. 事業実施の手続

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める採択方針に従い、事前に協議を行うものとする。

5. 平成19年度予算(案)額 10億円（都道府県 5億円、市町村 5億円）

6. 費 用 定 額 (10/10)

(保育課関係)